

平成25年度 税制改正に関する要望

平成 24 年 9 月

一般社団法人 全国建設業協会

平成25年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一

平素は、建設業界に対し、一方ならぬご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

景気低迷による民間設備投資の縮小や、公共事業の削減などによる受注競争の激化など、私ども建設業界を取りまく情勢は依然として厳しい状況が続いております。

私ども建設業界においては、大地震や頻繁に発生する集中豪雨等の災害時には、いち早く現場に駆け付け、最前線で応急処置や復旧活動を行っております。

また、平時においても河川・道路清掃や防犯パトロール等、地域社会に対して、様々な社会貢献活動を行うなど、国民の安全・安心な生活基盤を確保するために大きな役割を担って参りました。

このような重要な役割を果たすためには、建設企業が、健全で安定した経営を行う必要があります、そのためにも、必要な税制上の措置は欠かすことができません。特に、社会保障と税の一体改革の議論が行なわれている昨今の状況に鑑みると、その重要性は増しています。

つきましては、ここに平成25年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒、実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 経営改善に関する税制の改善要望

1. 工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 消費増税に伴う住宅建設・売買に関わる軽減措置の適用・・・・・・・・・・ 1
3. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4. 損金算入要件の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5. 東日本大震災で被災した地域で機械等を取得した場合の特別償却率の緩和・・・・・・・・・・ 2

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化・・・・・・・・・・ 2

I 経営改善に関する税制の改善要望

1. 工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置の適用

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものであるが、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっているため、廃止すべきと思われる。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、国際競争力を確保する観点からも是正すべきである。

現在、政府の社会保障と税の一体改革の議論の中で印紙税負担の軽減が検討されていることから、建設業界にとって不利である工事請負契約書に係る印紙税、官公庁及びそれに準ずる発注者から金額が明示されたスライド額等の協議書に対する同意書の印紙税については、軽減措置を講じていただきたい。

2. 消費増税に伴う住宅建設・売買に関わる軽減措置の適用

住宅の新築・増改築や売買については、課税の対象となるが、家賃、敷金、更新料等の住宅の貸付けは、非課税になることから、公平性を欠くものである。

また、欧米において、住宅は消費するものではなく生活必需品であると考え、非課税や軽減税率を適用している国が多い。

住宅取得等については、取引価額が高額なことから、消費税率の引上げ前における駆け込み需要や引き上げ後の消費者の急速な購買意欲の落ち込み等が懸念されることから、住宅の新築・増改築や売買に関しては、消費者の購買意欲向上等のためにも何らかの軽減措置を講じていただきたい。

3. 貸倒引当金の繰入限度額の引き上げ

一般的に会社更生、民事再生、破産による配当率は著しく低いことから、個別評価金銭債権の不良債権処理に係る貸倒引当金の繰入率については、現行の形式基準を70%～80%程度まで引き上げていただきたい。

また、中小企業者等に特例として認められている一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の法定繰入率について、建設業者・不動産業者の倒産が相次いでいる昨今の状況を鑑み、建設業においても製造業と同様に1000分の8に法定繰入率を引き上げていただきたい。

4. 損金算入要件の緩和

中小建設企業法人の少額減価償却資産の取得価額合計額 300 万円の限度及び交際費等の 600 万円定額控除限度額、定額控除枠内の損金不算入割合 10%相当額等についての損金算入の緩和並びに退職給与引当金の損金繰入れを検討していただきたい。

5. 東日本大震災で被災した地域で機械等を取得した場合の特別償却率の緩和

東日本大震災により被災した地域の早期復興の為には、機械等の存在が不可欠であり、税制面の支援策として中小建設企業が機械等を取得した場合に、被災地に限り特別償却限度額の特別償却率を 30%から 50%に軽減していただきたい。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における現場事務所は、常設的な店舗や事務所と違い、工事期間内に一時的に設置される仮設のもので、建設現場ごとに随時設置しており、これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べ建設業に著しく不利な税制となっていることから、建設現場における仮設現場事務所については、設置期間が 1 年以下の短期の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

また、申告・納付を行う際の手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく、本店所在地での一括申告・納付等による簡素化を図っていただきたい。

2. 工事施工に伴う近隣対策費の損金算入及び課税対象の明確化

近隣対策に要する費用は、地域住民や周辺的生活環境への配慮により発生する工事原価であるが、一定の基準に基づかない支払い等は、交際費等と認定され、損金算入が認められないことが多い。近隣対策費は、工事を円滑に施工するための必要経費であり、交際費課税の趣旨である「事業関係者と親睦の度を密にして取引関係の円滑な進行を図ることの支出」とは明らかに異なる費用である。

ついては、近隣対策費として認められる必要経費及び損金不算入となる支出の区分が明確となるような措置を講じていただきたい。